

4月赴任 日本人学校等学校採用教員(第1期・2期)募集 Q&A

Q1. 現在の職場を退職ではなく、休職して赴任することはできますか？

⇒本募集はJOESが派遣元になるわけではなく、赴任者と学校(運営委員会等)が雇用契約を結びます。「休職」できるかについては、まず現在の所属先にご確認いただいたうえで、志望する学校にご確認ください。ケースとしては退職されるかたが多いようです。

Q2. 小学校の免許がありませんが、応募できますか。

⇒応募資格である「日本の教員免許を取得していること、または2024年3月までに取得できる見込みであること。」を満たしていれば、応募は可能です。

第1期募集の際は、各校の「採用情報」で学校ごとに求める教員免許等の条件を開示します。例年、学校が指定する免許がないかたは内定に至ることは難しい状況です。

Q3. 年齢制限はありますか？

⇒募集全体としてはありません。

ただし、所在する地域のビザ取得の関係等から年齢や職歴に条件がある学校もあります。

第1期募集の際は、各校の採用情報をご確認ください。

例年、内定者に占める新卒のかたの割合は2～4割程度です。

Q4. 家族を帯同することはできますか？

⇒学校により異なります。

第1期募集の際は、各校の採用情報で手当の有無等と合わせてご確認ください。

Q5. 海外から応募することはできますか？

⇒可能です。

海外在住のかたにかぎりませんが、WEB適性検査や面接選考(Zoom)を受けるインターネットの環境が整っていることが条件となります。

Q6. 任期満了後の進路はどうなりますか。

⇒JOESでは就職先の斡旋はしておらず、ご自身で決めていただくこととなります。

「勤務する学校で契約を延長する」「別の在外教育施設と契約する」「日本国内で教員として勤務する」「教職以外の職に就く」などの進路に進まれています。

JOESでは教員採用試験対策講座等の就職サポートを行っています。

Q7. 新型コロナワクチンを接種する必要はありますか。

⇒各学校がそのときの所在地の状況を踏まえて、それぞれ決定します。詳細は学校にお問い合わせください。

Q8. 自分の免許外の教科を教えることがあると聞きました。

⇒日本人学校・補習授業校は限られた人数の教員で運営されていて、誰かが免許外の教科を担当している状況は珍しいことではありません。海外に所在する学校ですので、制度上の問題はありません。学校採用教員でも管理職と話し合いのうえ、対応していたかたはいらっしゃいます。

Q9. 休みの間は自由に任地国の内外への旅行や一時帰国ができるのでしょうか。

⇒多くの学校では休暇取得時に任地を離れる際の規定を設けています。第1期募集では採用情報を参照ください。

日本人学校・補習授業校は比較的長期の休暇を取得しやすい環境にあり、こうした機会には日本への帰国ではなく、海外で見聞を広める学校採用教員のかたが多いようです。

Q10. 英語や現地の言葉の力は必要でしょうか。

⇒一般的には、勤務時に使用する言語は基本的に日本語で、生活面でも学校のサポートがあるので、採用時は英語教員以外高い言語力を求められない傾向があります。

赴任後は外国語教育や現地との交流に力を入れている日本人学校に勤務する教員として、また現地での暮らしを充実させるため、語学の習得に力を入れたという学校採用教員のかたのお話はよくお聞きします。

Q11. この募集に応募してほしい人はどのような人でしょうか。

⇒選考は各学校の担当者が各学校の基準で行いますが、海外での教育に真摯に取り組む姿勢や、協調性と柔軟性をもって物事に向き合う姿勢がほしいというお話はよくお聞きします。

日本国内の学校では体験できない場面に多く遭遇し、様々なかたとの交流を持つことができるなど貴重な経験を積むことができる反面、生活環境だけではなく、通勤事情や勤務体制も日本とは異なり、戸惑うこともあります。教員であるという自覚を持ち、上司・同僚・現地スタッフと協力して職務に臨む覚悟が求められます。環境変化への適応や心身ともに万全な状態で職務に臨めるよう自身を管理することも必要です。

以上